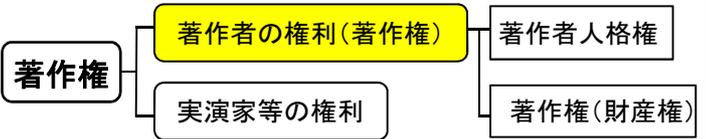




# 著作権制度の基礎知識

～生涯学習を進める上で知っておきたいこと～①



講座や研修会でのプレゼン資料や配布資料、広報紙作成や地域の方々からの相談への回答など、生涯学習では、多岐にわたって様々な情報を利用します。情報にはそれを創作した人があり、中には「著作権」として保護されているものがあります。生涯学習を推進する上では、利用する情報を「著作権」の観点で正しく捉え、適切な方法で利用していくことが求められます。

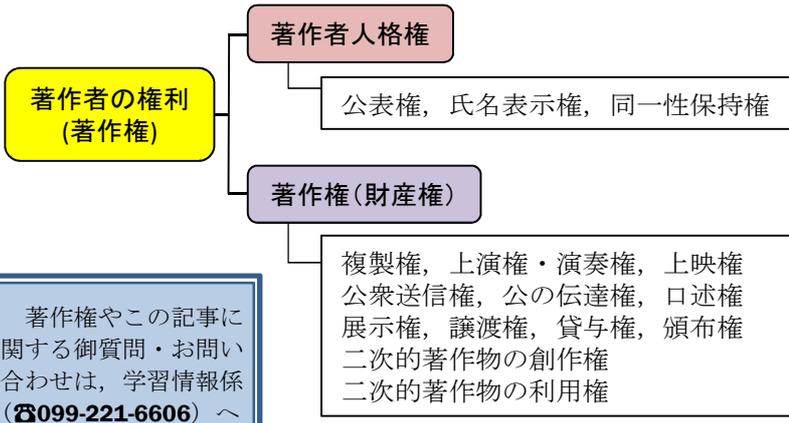
「著作権」は、知的財産権の一つとして、国際ルールに基づいていくつかの権利で構成されており、それぞれを正しく理解することがとても大切です。(上図)

現在、著作物等の知的財産を重視していく方向で制度の見直しが進んでおり、著作権法は毎年のように改正されています。今回は、「作者の権利」及びその「保護期間」について紹介します。

## 作者の権利

「作者の権利」には、他者から精神的に傷つけられないようにするための「作者人格権」と、経済的に損をしないようにするための「著作権(財産権)」があります。(下図)いずれの権利も、権利を得るための手続は一切必要なく、著作物が創作された時点で自動的に付与されます。(無方式主義)

「作者人格権」は譲渡又は相続することができませんが、「著作権(財産権)」は一部又は全部の権利を譲渡したり相続することができます。そのため、作者と著作権者が異なることもあることから、著作物の利用に関して契約等を行う場合には、誰の了承を得るか注意が必要です。



著作権やこの記事に関する御質問・お問い合わせは、学習情報係 ☎099-221-6606へ

## 保護期間

著作権法では、作者等の権利を保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物等については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにするための「保護期間」が設けられています。

作者人格権の保護期間

作者の「生存している期間」

著作権(財産権)の保護期間

原則として、作者が著作物を創作したときから作者の「生存している期間」+「死後70年間(死亡した翌年の1月1日から起算)」

この記事は「著作権テキスト～はじめて学ぶ人のために～2019年度(文化庁著作権課発行)」を参考に作成しました。文化庁のHPには、著作権の様々な問題への対応も紹介されていますので、アクセスしてみてください。

## 本センターの主催事業案内(12月)

### ふるさとおこしリーダー育成講座(基礎講座)

#### 南さつま市

南さつま市民会館  
12月14日(土)  
21日(土)  
22日(日)

全3日間の講座です。

講師

金子 満氏  
東川 隆太郎氏  
江 並 智子氏  
ほか

### 生涯学習県民大学講座

#### 西之表市

12月1日(日)  
西之表市民会館  
10:30～12:00  
「鹿児島海は知られざる食材の宝庫」  
講師:大富 潤氏  
13:30～15:00  
「認知症の人と創る社会」  
-今、自分と地域ができること-  
講師:飯干 紀代子氏

#### 天城町

12月6日(金)  
天城町防災センター  
10:30～12:00  
「自治会活動の活性化のために」  
～過疎の村からのチャレンジ～  
講師:前田 清輝氏  
13:30～15:00  
「地域・学校・家庭の連携・協働活動の進め方」  
講師:橋口 盛文氏

## 「かごしま青年塾」若手経営者に学んだ交流会

10月27日(日)、県内の若手経営者等と塾生が直接交流する「交流会」をかごしま県民交流センターで実施しました。今回、講師として発表や指導をしてくださったのは「佐々木こづえさん」(アピール代表)、「脇野真梨江さん」(株式会社Climbest代表取締役)、「吉村佑太さん」(合同会社美山商店代表)、「浜本 麦さん」(NPO法人くすの木自然館専務理事)

の4人の方々です。(当日の発表順)

鹿児島島のリーダーを目指して学んでいる塾生たちは、講師4人それぞれの、経営者としての理念や将来へのビジョンなど実践や経験に基づいた講話、塾生との交流やグループワーク時の助言等から、多くの示唆をいただき、リーダーとしてあるべき姿を具体的に学ぶことができました。



最前列、中央の4人が今回の講師

第11回 ふれあいメディアフェスティバル  
1/18(土) 12:30～15:50  
県民交流センター中ホール

入場無料

- 自主グループ作品発表 (ビデオ、デジタル)
- 講評及び講話 外部講師